

2016年12月19日 全14頁

# 税制改正大綱—積立 NISA の創設等

## 非課税枠 40 万円・20 年間の積立 NISA は投資初心者向けに普及か

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2016年12月8日に、自由民主党・公明党は「平成29年度税制改正大綱」を公表した。本稿は、NISA関連の改正について解説・分析する。
- 大綱では、「積立 NISA」を創設するとしている。積立 NISA の年間非課税枠は 40 万円、非課税で保有できる期間は購入時から最大 20 年間、新規投資が行える期間は 2018 年から 2037 年までの 20 年間、対象商品は累積投資に適した商品性を有する一定の株式投信・ETF に限られる（個別株は含まない）。非課税枠が 120 万円・5 年間の現行の NISA（以下、現行 NISA）とは選択制となる（併用はできない）。
- 積立 NISA と現行 NISA を比較すると、非課税で投資できる期間が長い点が積立 NISA の利点である一方、投資対象の商品と投資方法の自由度が高い点が現行 NISA の利点と言える。大まかに言うと、現行 NISA は投資中級者向け、積立 NISA は投資初心者向けの制度という棲み分けになるかもしれない。
- 今後、現行 NISA、ジュニア NISA、積立 NISA の 3 つの制度について積立 NISA に寄せる形での一本化が検討されるものと考えられる。より制約の多い制度への一本化が検討される中、分配金再投資やスイッチングで非課税枠を消費する現行 NISA の「使いづらさ」の改善が難しくなることが懸念される。

### [目次]

税制改正のスケジュール	2 ページ
1. 大綱の解説	2 ページ
(1) 積立 NISA の新設	2 ページ
(2) 現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー限度額の撤廃	7 ページ
2. 平成 29 年度改正で NISA はどう変わる？	8 ページ
(1) 現行 NISA と積立 NISA の選択	8 ページ
(2) 行動経済学的観点からの積立 NISA の普及	10 ページ
(3) 現行 NISA・ジュニア NISA でのロールオーバーへの影響	11 ページ
3. 今後の展望	12 ページ
(1) NISA の一本化	12 ページ
(2) 大綱に盛り込まれなかった事項	13 ページ
(3) 現行 NISA の「使いづらさ」の改善	13 ページ

## 税制改正のスケジュール

2016年12月8日、自由民主党・公明党は「平成29年度税制改正大綱」<sup>1</sup>（以下、大綱）を公表した。大綱には、積立NISAの創設と現行NISA・ジュニアNISAにおける非課税期間終了時のロールオーバーについての改正が盛り込まれた。

今後、2017年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、（議会の構成が変わることがなければ）大綱に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

積立NISAの制度については、大綱に概要が示されているが、制度の詳細については今後の法律（案）、および政省令等により規定されていくものと考えられる。

### 1. 大綱の解説

#### （1）積立NISAの新設

大綱では、「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに新設する」としている。積立NISA（案）<sup>2</sup>の概要を現行NISA（積立NISA（案）と区別するため、現行制度におけるNISAを現行NISAと表記する）と比較する形で示したものが次の図表1である。

図表1 大綱の積立NISA（案）と現行NISAの制度概要

	積立NISA（案）	現行NISA
商品の購入方法	定期かつ継続的な方法による買付け	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	「公募等株式投資信託」（公募株式投資信託およびETF）のうち以下のもの ・信託期間が20年以上または無期限 ・決算頻度が毎月ではない ・原則デリバティブを利用しない など	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など
非課税対象	分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益
新規投資が可能な期間	2018年～2037年	2014年～2023年
運用益非課税で保有できる期間	最長20年間	最長5年間（ただし、ロールオーバー可能）
各年の非課税枠	40万円	2014年・2015年…100万円 2016年以後…120万円
非課税枠の累計	40万円×20年間＝800万円	120万円×5年間＝600万円
両制度の関係	現行NISAと積立NISA（案）は年単位で選択制	

（出所）大綱および現行法令をもとに大和総研作成

<sup>1</sup> [https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810\\_1.pdf](https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/133810_1.pdf)

<sup>2</sup> 大綱による改正内容は、法令改正によって最終決定されるため、本稿1. の中では「案」として表記した。



図表 3 積立 NISA (案) の投資対象商品

公募等株式投資信託（株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの）で、累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されているもの

- ① 信託契約期間の定めがないこと又は 20 年以上の信託契約期間が定められていること
- ② 収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと
- ③ 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと
- ④ その他一定の事項

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

図表 3 の①は、20 年未満の償還期限が設定されている投資信託を除外する規定である。積立 NISA (案) も現行 NISA と同様に、保有する投資信託が償還された場合、その分の非課税枠は再利用できないものと考えられる。このため、予め 20 年未満の償還期限が設定されている投資信託は除外することとしたものと考えられる。

図表 3 の②は、毎月分配型の投資信託を除外する規定と考えられる。積立 NISA (案) も現行 NISA と同様に、分配金再投資を行う場合は再投資額が「購入額」としてカウントされ非課税枠を消費する仕組みと考えられる。現行 NISA と比べ、積立 NISA では長期の運用が特に意識されるため、毎月分配型の投資信託では積立 NISA (案) の非課税枠を有効活用できないことを理由に、対象から除外したものと考えられる。

図表 3 の③の「複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い」という文言は、投信信託が 2 銘柄以上の有価証券に投資を行うのはある意味当たり前のことであるので、字義通りに解釈すればほとんど意味を持たない。「一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わない」というのは、通貨選択型やレバレッジ型・インバース型の投資信託を除外する規定と考えられる。「一定の場合を除いて」とあるのは、投資先の国の通貨と日本円の為替変動をヘッジするためにデリバティブを使うことまでは排除されていないことを意味しているものと考えられる。

約 5,000 銘柄の国内の公募株式投信のうち、図表 3 の①～③の 3 つの条件を全て満たす銘柄は、2 割程度と推定される。もっとも、④に「その他一定の事項」とあり、この規定によりさらなる商品の絞り込みが行われることも考えられる。

## ■新規投資が可能な期間

積立 NISA（案）において新規投資が可能な期間は、2018 年から 2037 年までの 20 年間としている。なお、金融庁は現行 NISA についても制度の恒久化を要望していたが、大綱には盛り込まれていない。このため、現行 NISA における新規投資が可能な期間は、大綱による改正後も 2014 年から 2023 年までの 10 年間のままとなる。

## ■各年の非課税枠・非課税で保有できる期間・ロールオーバー

積立 NISA（案）における各年の非課税枠を 40 万円、非課税で保有できる期間を 20 年間としている。したがって、累計での非課税枠は 40 万円×20 年間=800 万円である。現行 NISA の非課税枠は 2016 年以後 120 万円、非課税で保有できる期間が 5 年間であり、累計での非課税枠は 120 万円×5 年間=600 万円である。積立 NISA（案）における累計での非課税枠は現行 NISA の約 33%増しの水準となっており、現行 NISA より積立 NISA（案）を選択するインセンティブを設けたものと考えられる。

なお、積立 NISA（案）においては、2018 年に新規投資を行った分が満 20 年を迎える 2037 年末をもって「新規投資が可能な期間」が終了する。したがって、積立 NISA（案）においてはロールオーバーは想定されていないものと考えられる。

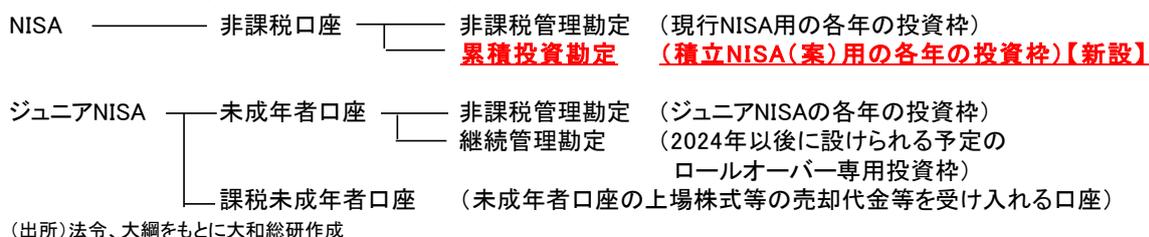
また、現行 NISA から積立 NISA（案）へのロールオーバーも行えないものと考えられる。

## ■現行 NISA との関係・口座開設手続き等

大綱では、積立 NISA（案）は、NISA 口座（非課税口座）内に年ごとに設けられる「累積投資勘定」として扱うものとしている。

現行 NISA は NISA 口座（非課税口座）内に設けられる「非課税管理勘定」となっているため、大綱による改正後の NISA、ジュニア NISA の概念図を整理すると、次のようになる。

図表 4 NISA・ジュニア NISA の概念図（改正案）



大綱では、「累積投資勘定（積立 NISA（案）の投資枠）」や非課税口座に係る手続き等について、次の図表 5 のように説明している。

**図表 5 累積投資勘定（積立 NISA（案）の投資枠）・非課税口座に係る手続き等**

- ① 累積投資勘定は、原則として平成 30 年（2018 年）から平成 49 年（2037 年）までの各年のうち現行の非課税管理勘定が設定される年以外の年に設けられる
- ② 累積投資勘定は、当該居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられる
- ③ 累積投資勘定は、原則としてその勘定設定期間の各年 1 月 1 日において設けられる
- ④ 金融商品取引業者等の長は、非課税口座が開設された日の属する年の 1 月 1 日以後 10 年を経過する日及び同日の翌日以後 5 年を経過する日ごとに、これらの日において当該非課税口座を開設している居住者等の住所地等を確認する

（出所）大綱をもとに大和総研作成

図表 5 の①は、現行 NISA の投資枠と積立 NISA（案）の投資枠は「年ごと」に選択制であり、同一年において現行 NISA 及び積立 NISA（案）を併用した投資は行えないことを示している。

もともと、例えば 2018 年から積立 NISA（案）の利用を開始しても、2017 年までに現行 NISA で投資を開始して既に保有している上場株式等については、その非課税で保有できる期間（5 年間）が終了するまでは継続して保有できるものと考えられる。また、2018 年分の投資枠については積立 NISA（案）で投資を行い、2019 年分の投資枠については現行 NISA で投資を行うといったことも可能と考えられる。

図表 5 の②にある「非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を口座開設者が提出して累積投資勘定を設定するのは、現行 NISA（非課税管理勘定）の勘定設定手続きと同じである。

大綱では現行 NISA（非課税管理勘定）も積立 NISA（案）（累積投資勘定）もいずれも「非課税口座」という 1 つの口座内に設定される勘定とされているが、同一の金融商品取引業者において現行 NISA から積立 NISA（案）への切り替え、または積立 NISA（案）から現行 NISA への切り替えの際に、税務署を通した確認手続きが必要となるか否かは大綱では明らかでない。

図表 5 の③では累積投資勘定は原則として各年 1 月 1 日において設けられるとしているため、「非課税口座」を開設している者が現行 NISA（非課税管理勘定）と積立 NISA（案）（累積投資勘定）のどちらを利用するかは、原則として前年の 12 月 31 日までに決定しなければならないものと考えられる。

図表 5 の④は、積立 NISA（案）（累積投資勘定）の導入により、「非課税口座」の利用期間が最長で 2056 年まで延びることとなったため、一定期間ごとの本人確認手続きを設けるものと考えられる<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 2018 年以後は、マイナンバーをもとに税務署が NISA 口座の開設者の名寄せができるため、同一の人が同一年

## (2) 現行 NISA・ジュニア NISA のロールオーバー限度額の撤廃

現行法において、現行 NISA の 5 年の「非課税で保有できる期間」が終了した際には、投資家は課税口座（運用益につき所得税が課税される特定口座・一般口座）に払い出すか、翌年の投資枠にロールオーバーを行うかを選択することになっている<sup>5</sup>。ただし、年末時点の時価でロールオーバー先の非課税投資枠の範囲に収まらなければ、ロールオーバーを行うことができない。

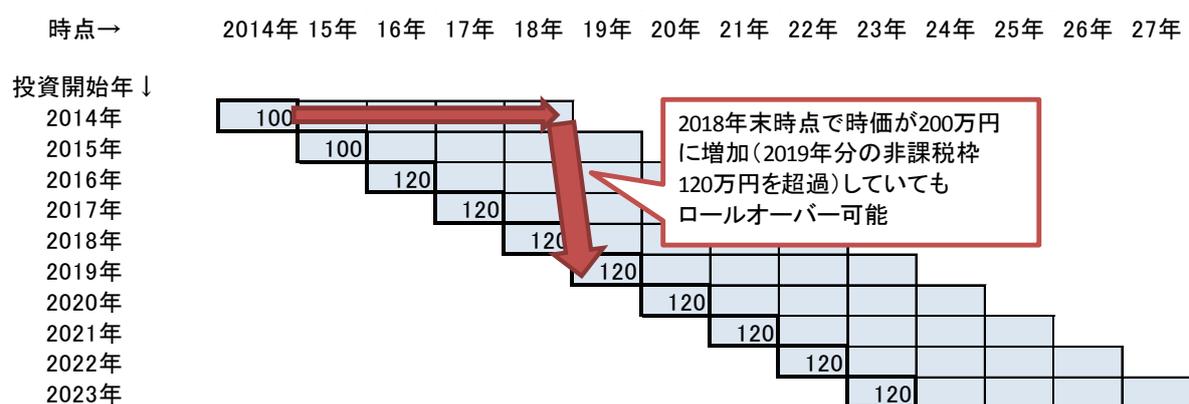
例えば、2014 年に現行 NISA で新規投資を行った上場株式等について、2018 年末時点の上場株式等の時価が 120 万円を超える場合、現行制度ではその全部をロールオーバーすることはできない。この場合、投資家は 2018 年末時点の時価で 120 万円以内に収まるよう、ロールオーバーを行う上場株式等の銘柄や株数（口数、金額）を事前に指定し、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を事前に取扱金融機関に提出しなければならない。

この「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出が 2018 年の年末に集中し、取扱金融機関における事務負担が増大することが想定されていた。

大綱では、現行 NISA およびジュニア NISA において、ロールオーバーを行う際の上限額を撤廃するとしている。

大綱の通り改正が行われれば、例えば、2014 年に現行 NISA において 100 万円で購入した上場株式が 2018 年末時点で時価 200 万円に上昇していた場合であっても、200 万円の全部を 2019 年分の投資としてロールオーバーすることが可能になるものと考えられる。

図表 6 ロールオーバー上限額撤廃（案）の概要



(注) 図中の金額はロールオーバーによらない原則の非課税枠(単位:万円)を示す。

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

において複数の「非課税口座」を設けることは防ぐことができる。このため、10年や5年ごとに改めて住所地を確認することは本来は不要ではないと思われる。

<sup>5</sup> もちろん、5年が終了するまでに売却することも可能である。

## 2. 平成 29 年度改正で NISA はどう変わる？

本稿 2. では本稿 1. で解説した大綱による改正が実施された場合、個人投資家の NISA の活用法はどのように変わるのか、分析を行う。

### (1) 現行 NISA と積立 NISA の選択

現行 NISA と積立 NISA<sup>6</sup>は選択制とされているが、個人投資家は現行 NISA と積立 NISA のどちらを選択することになるだろうか。積立 NISA (案) と現行 NISA (大綱による改正後) の制度面について、限度額が大きい、対象が広いなど、自由度が高いものを「有利」と定義し、有利・不利を比較したものが次の図表 7 である。

積立 NISA と現行 NISA を比較すると、非課税で投資できる期間が長い点が積立 NISA の利点である一方、投資対象の商品と投資方法の自由度が高い点が現行 NISA の利点と言える。

図表 7 積立 NISA (案) と現行 NISA の有利・不利

	積立 NISA (案)		現行 NISA (大綱による改正後)	
投資方法	×	定期かつ継続的方法に限定	○	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	×	公募株式投信、ETF のうち一定の要件を満たすものに限定 (個別の上場株式や REIT は不可)	○	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など
新規投資が可能な期間	○	2018 年から 2037 年まで 20 年間	×	2014 年から 2023 年まで 10 年間
運用益非課税で保有できる期間	○	最長 20 年間 (ロールオーバーは不可と考えられる)	×	最長 5 年間 (ただし、ロールオーバーにより最長 10 年間とできる)
各年の非課税枠	×	40 万円	○	2014 年・2015 年…100 万円 2016 年以後…120 万円
非課税枠の累計	○	40 万円×20 年間=800 万円	×	120 万円×5 年間=600 万円

(注) 積立 NISA (案) と現行 NISA を比較して自由度が高く有利な方 (限度額が大きい、対象が広い、等) を○、不利な方を×とした。これらの評価は筆者による。

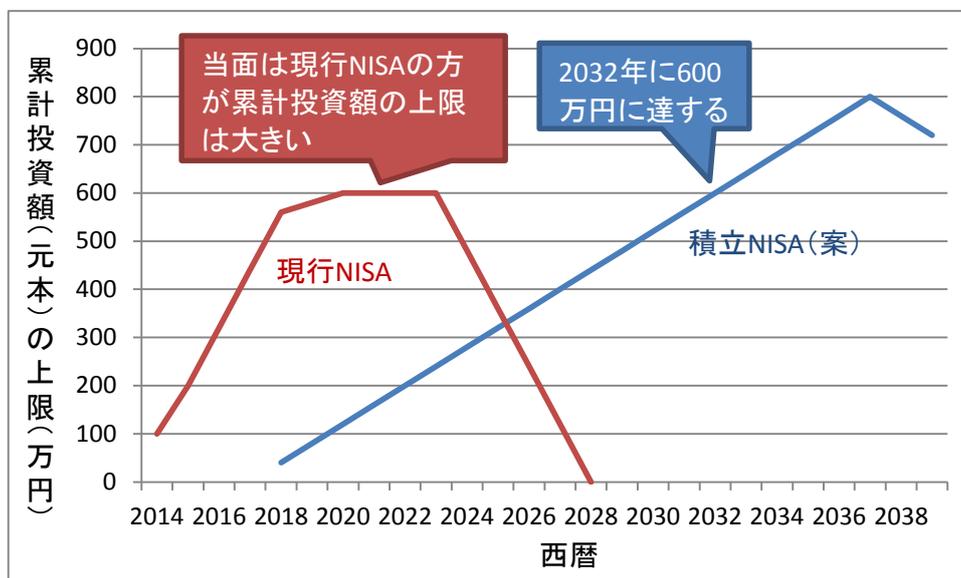
(出所) 大和総研作成

非課税枠については 1 年単位では現行 NISA の方が大きいですが、累計では積立 NISA の方が大きくなりうる。図表 8 が、現行 NISA の「新規投資が可能な期間」が現行法のままであることを前提に、毎年、非課税枠の上限まで投資した場合の現行 NISA と積立 NISA の累計投資額を比較したグラフである。

<sup>6</sup> 以後、本稿では大綱による改正が実施されることを前提に分析を行うため、単に「積立 NISA」や「現行 NISA」と表記した場合も、それは大綱による改正が実施された場合のものを指す。なお、図表や、特に注意が必要な場合においては「積立 NISA (案)」や「現行 NISA (大綱による改正後)」などと表記する。

当面は現行 NISA の方が積立 NISA より累計投資額の上限が大きく、積立 NISA の累計投資額の上限が、現行 NISA の最大値である 600 万円に達するのは 2032 年となる。

図表 8 累計投資額（元本）の上限の比較



(注) 現行 NISA の「新規投資が可能な期間」が現行法のまま（2023 年末まで）の場合。  
 現行 NISA のみを利用する場合と、積立 NISA（案）のみを利用する場合とを比較し、  
 年によって両者を使い分ける場合は考慮していない。  
 (出所) 現行法令、大綱をもとに大和総研作成

現行 NISA と積立 NISA の制度を比較すると、それぞれの制度が向いている投資家層としては図表 9 のようにまとめられる。大まかに言うと、現行 NISA が投資中級者向けの制度、積立 NISA は投資初心者向けの制度という棲み分けになるかもしれない。

図表 9 金融庁要望の積立 NISA（案）と現行 NISA の制度概要

	積立 NISA（案）が向いている人	現行 NISA が向いている人
売買を行う時期の希望	定時・定額で買い付ける時間分散投資を行って、平均的な買付コストを低く抑えることを狙いたい	株価の変動を見極めて、価格が低い時期に買い付けて、価格が高い時期に売り抜けることにより、売買益を狙いたい
投資対象商品の希望	分散投資された公募株式投信・ETF を購入することでボラティリティを抑え市場平均のリターンを狙いたい	自分で投資対象を考え、個別の上場株式や REIT などに投資することで市場平均を上回るリターンを狙いたい
投資資金の性質	手元に預貯金等はあまりなく、これからの毎月の家計の黒字分を使って投資していきたい	これからの毎月の家計の黒字分に加えて、現在手元にある預貯金等も投資に振り向きたい
投資金額	投資に振り向けられるのは年間 40 万円の範囲内	年間 40 万円を超えて投資を行いたい

(出所) 大綱および現行法令をもとに大和総研作成

## (2) 行動経済学的観点からの積立 NISA の普及

前述の(1)においては、上場株式や公募株式投信への投資を行おうと考えている個人投資家を前提に、現行 NISA と積立 NISA のどちらが選ばれるかを考察した。しかし、現行 NISA の口座開設数は 2016 年 6 月末時点で約 1,030 万口座<sup>7</sup>と成人人口の約 1 割にとどまっており、現行 NISA を利用していない者も多い。

一般に、消費者にとって商品の選択肢が多ければ多いほどよいものと考えられる。しかし、行動経済学の研究では、「商品性の複雑化によって、選択すべき項目数が増えたり、一つの項目の中で提示されている選択肢数が多すぎたりすると、消費者は、無意識のうちに選択を遅らせたり、『選択をしない』という判断を行ったりしてしまう傾向がある」<sup>8</sup>ことがわかっており、金融資産の運用についても同じことが言えるとの指摘がある<sup>9</sup>。

例えば、「現行 NISA では約 3,500 銘柄の上場株式と数百銘柄の株式投信の中から好きなものに投資できます。一括投資も積立もどちらでもできます」<sup>10</sup>と言われると、どの銘柄を購入するかを選択したり、一括投資か積立かを選択したりするのを難しいと感じてしまい投資について難しいと感じて現行 NISA での資産運用をためらってしまう人もいるかもしれない。

他方、「積立 NISA ではこちらの 10 銘柄の株式投信の中から好きなものに投資できます。一括投資はできず、積立投資だけに対応しています」<sup>11</sup>と言われると、数千銘柄の中から選ぶことはできないけれど 10 銘柄の中から選ぶのならば自分にはできそうだ、積立しか選択肢がないから投資を行う時期を選ぶ必要がなくて楽だ、と考えて、現行 NISA での投資はやってみたいと思わないけれど、積立 NISA での投資なら始めてみたい、と考える人も一定数出るものと考えられる。

すなわち、**積立 NISA は、選択肢を減らして選びやすいようにした「投資初心者向けの制度」として発展する可能性もある。**

積立 NISA においては現行 NISA と比べて運用の選択肢を減らされているのだから、積立 NISA ではそれぞれの個人投資家にとって「ベスト」な資産運用は行えない可能性が高い。しかしながら、「ベスト」な選択肢を選ぶことが難しいからといってまったく資産運用を行わないよりは、積立 NISA を利用して「ベター」な資産運用を行う方が望ましい、という判断はありうる。

<sup>7</sup> 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 6 月末時点）」より。

<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20160930-1/01.pdf>

<sup>8</sup> 金融広報中央委員会「行動経済学の金融教育への応用の重要性」（金融広報中央委員会、平成 24 年 3 月）より引用。

<https://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/report4/pdf/ron120319.pdf>

<sup>9</sup> この観点から、確定拠出年金（DC）において、「運用商品を選択しやすいよう、（中略）運用商品数の抑制等を行う」（引用部は下記リンク先の厚生労働省「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 概要」）こととなった。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf>

<sup>10</sup> 一般的な証券会社を想定した現行 NISA で投資可能な商品数の例を挙げている。むろん、証券会社により取扱商品数は異なり、銀行等において現行 NISA の口座を開設した場合は株式投信のみが対象となり、上場株式に投資することはできない。

<sup>11</sup> 「10 銘柄」という数字は仮置き数字で、特段の意味はなく、3 銘柄でも 30 銘柄でも構わないが、現行 NISA より選択肢数が「少ない」という点が重要である。

もつとも、現行 NISA と積立 NISA のいずれも、初めて投資を行う人は、金融機関の営業員等の勧誘が契機となることが考えられる。しかし、積立 NISA については利用方法が限定されすぎていることが勧誘活動の阻害要因になる懸念も感じられる。

## ■ 職場積立 NISA との親和性

職場積立 NISA とは、「職場において、福利厚生目的のために、役職員等が給与及び賞与等からの天引きにより定時定額で又は賞与からの天引きにより臨時に拠出した資金等をもって、NISA 取扱業者が選定した金融商品」<sup>12</sup>に投資する仕組みをいう。

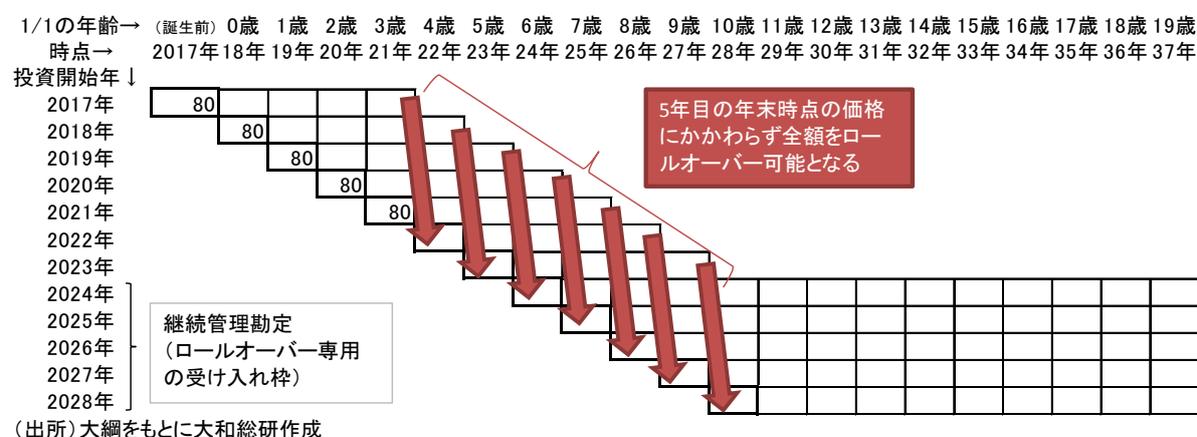
現在は、職場積立 NISA は現行 NISA の制度を前提としたものであるが、給与や賞与からの天引きにより定時定額で投資を行うという仕組みは「積立 NISA」との親和性が高い。また、「積立 NISA」において運用対象商品が絞られているとすると、従業員に対して運用対象商品や制度について説明しやすく、積立 NISA を用いた職場積立 NISA の導入が普及する可能性がある。

## (3) 現行 NISA・ジュニア NISA でのロールオーバーへの影響

大綱では現行 NISA とジュニア NISA におけるロールオーバーの上限額を撤廃するとしている。この改正が行われれば、ロールオーバー先の非課税枠を上回る金額のロールオーバーが可能である場合には、課税口座への払出しよりもロールオーバーを選んだ方が（値洗い後の）非課税で運用できる元本の金額が大きくなり、有利と考えられる。

ジュニア NISA においては、ロールオーバーの上限額が撤廃されることにより、最長 21 年間、運用益非課税での上場株式等の保有が可能となる。

図表 10 2017 年に 0 歳でジュニア NISA の口座開設を行った場合（大綱による改正後）



<sup>12</sup> 日本証券業協会「職場積立 NISA に関するガイドライン」による。

図表 10 は、2017 年に生まれた子どもについて、2017 年中にジュニア NISA の口座開設を行った場合の例である。ジュニア NISA については、2023 年までで新規投資が行える期間が終了するが、2024 年から 2028 年にかけて既存投資分のロールオーバー専用の受け入れ枠が設けられ、口座開設者が 20 歳に達する年の年末まで非課税での運用を継続できるものとなっている。

### 3. 今後の展望

本稿 3. では本稿 1. で解説した大綱による改正が実施された後、2018 年度以後の税制改正でどのような検討が行われるのか、今後の展望を論じる。

#### (1) NISA の一本化

大綱には、NISA の今後の検討について、「個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA 全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立する NISA の仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」とした。

「少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」とあることから、現行 NISA とジュニア NISA を積立 NISA に寄せる形での一本化が検討されることになるものと考えられる。

積立 NISA が導入された背景には、現行 NISA における口座開設数の約 70%、買付金額の約 76% を 50 歳以上の個人投資家が占めており<sup>13</sup>、現役世代における普及促進策が求められていたことが考えられる。

現役世代における自助努力の資産形成はもちろん重要であるが、定年が近づいてきた世代および定年後の年金受給世代において公的年金等の支給減少分を補い老後の生活を支えるために資産運用を促すこともまた重要である。

現行 NISA は、積立 NISA の対象銘柄について定時・定額の積立を行うこともできる一方で、退職金等を用いた一括投資にも（年 120 万円までであれば）利用でき、汎用性が高い。現行 NISA は積立 NISA のターゲットとしている投資家層だけが利用しているわけではない。

NISA の一本化が検討される中で、現在の現行 NISA において投資された約 8 兆円の残高<sup>14</sup>が資産運用の市場から消えてしまうことはあってはならない。

<sup>13</sup> 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 6 月末時点）」より。

<sup>14</sup> 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の開設・利用状況調査（平成 28 年 6 月末時点）」より。

## (2) 大綱に盛り込まれなかった事項

NISA に関して、金融庁が平成 29 年度税制改正要望<sup>15</sup>に掲げていたものの大綱に盛り込まれなかった事項は次の 2 点である。

- ①現行 NISA の「新規投資が可能な期間」の恒久化
- ②現行 NISA の「非課税で保有できる期間」満了時に含み損が生じている場合の、簿価での払出し

①については、今後の検討事項として NISA の一本化が掲げられたことから、NISA の一本化と合わせて、恒久化の検討が進められることになるものと考えられる。

②については、非課税で保有できる期間の満了時の扱いとして含み益が出た際に限度額なしにロールオーバーできることが措置されることとなったため、今後の税制改正における優先度は相対的に低くなることが懸念される。

## (3) 現行 NISA の「使いづらさ」の改善

NISA は英国の ISA (Individual Savings Account) に倣って導入された制度であるが、英国 ISA と日本の NISA の主な相違点を比較すると、日本の NISA には「使いづらい」点が散見される。

図表 11 英国の ISA と日本の NISA の主な相違点

	英国の ISA	日本の現行 NISA	日本の積立 NISA (案)
新規投資が可能な期間	恒久制度	2014 年～2023 年の時限措置	2018 年～2037 年の時限措置
運用益非課税で保有できる期間	無期限	5 年間 (ただし、ロールオーバー可能)	20 年間
投資対象商品	株式、公社債、投資信託、保険契約、預貯金 など	上場株式、公募株式投信、REIT、ETF など	公募株式投信・ETF のうち一定の要件を満たすもの
非課税対象	利子、配当、分配金、譲渡益 など	配当・分配金、譲渡益	分配金、譲渡益
年間非課税枠 (購入または拠出の限度額)	15,240 ポンド (2016 課税年度) ≒ 約 206 万円※ 1	120 万円 (2016 年以後)	40 万円
非課税枠の管理	口座への拠出額で管理	金融商品の購入額で管理	※ 2
収益分配金等の再投資	拠出額に算入しない (非課税枠を消費しない)	購入額に算入 (非課税枠を消費する)	※ 2
売却額の再投資 (スイッチング)	拠出額に算入しない (非課税枠を消費しない)	売却した分の元本も再投資額も年間購入額に算入 (非課税枠を消費する)	※ 2

※ 1 1 ポンド=135 円で換算。なお、2017 課税年度の年間非課税枠は 20,000 ポンドに引き上げられる予定。

※ 2 大綱に明記はないが、現行 NISA と同様と考えられる。

(出所) 現行法令、大綱、日本証券業協会「『英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査』報告書」(平成 28 年 6 月)等をもとに大和総研作成

<sup>15</sup> 金融庁「平成 29 年度税制改正要望項目」(平成 28 年 8 月)  
<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf>

現行 NISA には、主に、分配金再投資やスイッチングを行うと非課税枠を消費してしまう点で使いづらさがある。この制約は、株式や公募株式投資信託の短期的な回転売買ではなく、中長期的な資産形成のためにじっくりと腰を据えた投資を促すためのツールとして位置づけられていたためと考えられる。

現行 NISA については、分配金が再投資されたり短期の売買を繰り返したりするとすぐに非課税枠を消費してしまい非課税枠を有効活用できなくなる制度設計となっている。その上で、金融庁は業者に対して、現行 NISA の制度設計を踏まえて適切な説明体制を整備しているか監督している<sup>16</sup>。これらにより、直接的には商品や投資手法に制約はかけないものの、間接的に中長期的な資産運用を促しているのが現行 NISA と言える。

これに対して、積立 NISA では、さらに一歩進んで、商品と投資手法に直接制約をかけて長期的な資産運用を促すものとなっている。

今後、積立 NISA に寄せる形での NISA の一本化が検討される中、現行 NISA の「使いづらさ」が改善される可能性が低くなることが懸念される。

【以上】

<sup>16</sup> 現行 NISA がなぜこのような制度になったかの考察については、吉井一洋「なるほど NISA 第 5 回 なぜこのような制度になったのか？—それには理由があります—」（2014 年 3 月 10 日、大和総研 なるほど金融）を参照。

[https://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140310\\_008304.html](https://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140310_008304.html)